

横須賀市児童福祉審議会条例

（趣旨）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第8条第3項の規定に基づき横須賀市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

（任期）

第2条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 臨時委員の任期は、担当する特別の事項の調査審議期間とする。

（委員長等）

第3条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。
2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。
3 審議会は、委員及び臨時委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
4 会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門分科会）

第5条 審議会に、専門的な事項を検討するため、専門分科会を置く。
2 専門分科会の委員は、委員長が指名する委員及び臨時委員をもって充てる。
3 審議会は、専門分科会の決議（重要又は異例な事項を除く。）をもって審議会の決議とする。

（専門分科会会長等）

第6条 専門分科会に専門分科会会長及び副専門分科会会長を置く。
2 専門分科会会長は、専門分科会の委員の互選により選出し、副専門分科会会長は、専門分科会会長が指名する専門分科会の委員をもって充てる。
3 専門分科会会長は、専門分科会において検討した事項を審議会に報告しなければならない。
4 第3条及び第4条の規定は、専門分科会会長の職務及び専門分科会の会議について準用する。

（委員以外の者の出席）

第7条 審議会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（その他）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

よこすか子育て支援計画実施計画策定検討部会細則

（目的）

第1条 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため次世代育成支援対策推進法に基づく平成22年度から26年度の行動計画策定に関して必要な事項を検討するため、横須賀市児童福祉審議会こども育成分科会（以下「分科会」という。）によこすか子育て支援計画実施計画策定検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 検討部会は、分科会長が指名する分科会委員及び臨時委員15名以内をもって組織する。

（部会長及び副部会長）

第3条 検討部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は、分科会の委員の互選により選出し、副部会長は、部会長が指名する部会の委員をもって充てる。

3 部会長は会務を総理し、会議の議長となる。

4 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 検討部会の会議は、部会長が招集する。

2 検討部会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 検討部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（傍聴）

第5条 検討部会の傍聴については、横須賀市児童福祉審議会の会議の傍聴に関する実施要領の規定を準用する。

（庶務）

第6条 検討部会の庶務は、こども育成部こども青少年企画課において行う。

（その他）

第7条 この細則に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、検討部会の同意を得て部会長が定める。

横須賀市児童福祉審議会の会議の傍聴に関する実施要領

(総則)

第1条 この要領は、「審議会等の設置及び運営に関する要綱」に定めるもののほか、横須賀市児童福祉審議会（専門分科会を含む。以下「審議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 審議会は、措置分科会及びこども人権審査分科会を除き、原則として公開とする。ただし、審議会の検討内容等の都合若しくは緊急を要する案件を調査検討するため審議会開催の周知が図れない場合は、委員長若しくは各専門分科会会長（以下「委員長等」という。）の判断によりこれを非公開とすることができる。

(傍聴人の定員)

第3条 会議の傍聴者の定員は、原則として10人とする。

2 傍聴を希望する者が前項の定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定する。

(傍聴章)

第4条 抽選により選出された傍聴者は、傍聴章（別記様式）の交付を受け、これを常時見えるところに着用しなければならない。

2 抽選により選出された傍聴者は、傍聴を終え退場するときは、前項の傍聴章を返却するものとする。

(傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 審議会委員の発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 話をし、又は笑って騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長等の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 委員長等が認めた場合以外の飲食はしないこと。
- (6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。
- (7) コンピュータは会議の妨げとならないよう使用すること。
- (8) むやみに席を離れないこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

(違反者に対する措置)

第6条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、委員長等はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

別記様式（第4条第1項関係）

No. 横須賀市児童福祉審議会
傍 聴 章
(お帰りの際は事務局へお返してください。)

よこすか子育て支援計画実施計画策定検討部会委員名簿

(50音順、敬称略)

委員名	団体等
磯 部 正 見	三浦半島地域連合幹事
伊 藤 仁	市民公募委員
菊 池 匡 文	横須賀商工会議所事務局長
小 嶋 康 弘	横須賀市学童保育連絡協議会
高 野 史 枝	市民公募委員
寺 田 由 美	市民公募委員
南 條 不二子	横須賀市民生委員・主任児童委員
西 牧 謙 吾	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 教育支援部上席総括研究員
本 間 健 一	横須賀市立小学校校長会
○ 宮 田 丈 乃	横須賀市保育会会長
室 北 篤 郎	横須賀市私立幼稚園協会会長
◎ 室 谷 千 英	神奈川県立保健福祉大学名誉顧問
山 下 隆 司	横須賀市医師会理事

◎は部会長、○は副部会長

よこすか次世代育成プラン策定経過

平成 20 年 10 月 22 日

市長が児童福祉審議会によこすか子育て支援計画実施計画（後期計画）の策定を諮問
児童福祉審議会こども育成分科会によこすか子育て支援計画実施計画策定検討部会を設置

■第 1 回 よこすか子育て支援計画実施計画策定検討部会

平成 20 年 10 月 22 日 16:30~18:00

- (議題) (1)部会長の選出及び副部会長の指名について
(2)よこすか子育て支援計画実施計画（後期計画）の策定について
(3)よこすか子育て支援計画実施計画（前期計画）の評価について
(4)子育て支援アンケートの実施について

平成 20 年 11 月 25 日~12 月 16 日 子育て支援アンケート実施

平成 20 年 12 月~21 年 1 月 青少年アンケート、関係団体ヒアリング等実施

■第 2 回 よこすか子育て支援計画実施計画策定検討部会

平成 21 年 3 月 27 日 14:00~16:00

- (議題) (1)よこすか子育て支援計画実施計画（前期計画）の評価について
(2)よこすか子育て支援計画実施計画（後期計画）の構成について
(報告) 子育て支援アンケート等の結果について

■第 3 回 よこすか子育て支援計画実施計画策定検討部会

平成 21 年 4 月 30 日 14:00~16:00

- (議題) (1)よこすか子育て支援計画実施計画（後期計画）の構成(案)について
(2)よこすか子育て支援計画実施計画（後期計画）施策体系図(案)について

■第 4 回 よこすか子育て支援計画実施計画策定検討部会

平成 21 年 6 月 30 日 14:00~16:00

- (議題) よこすか子育て支援計画実施計画（後期計画）素案について

■第 5 回 よこすか子育て支援計画実施計画策定検討部会

平成 21 年 8 月 24 日 10:00~11:30

- (議題) よこすか子育て支援計画実施計画（後期計画）素案について

平成 21 年 10 月 5 日~26 日

よこすか次世代育成プラン素案 パブリック・コメント手続実施

■第6回 よこすか子育て支援計画実施計画策定検討部会

平成21年11月27日 10:00~11:30

(議題) よこすか次世代育成プラン素案パブリック・コメント手続実施結果(案)と
よこすか次世代育成プラン(案)について

平成22年1月28日 児童福祉審議会が市長によこすか次世代育成プラン(案)を答申

平成22年2月15日 企画調整会議において、よこすか次世代育成プランを行政計画
として位置づけ